

改正公職選挙法による可能な区割りパターン(例)

三重県議会事務局

1. 三重郡選挙区(定数 2)

図 1

町村名	人口	配当基數	議員1人 当たり人口	一票の格差
菰野町	39,978	1.099	31,804	1.28
朝日町	9,626	0.265		5.30
川越町	14,003	0.385		3.64
郡計	63,607	1.749		1.60

(注) 人口：平成22年国勢調査人口

一票の格差：亀山市選挙区（最大）人口51,023人に市、町、郡単位を選挙区とした人口（市町は定数1人とした数値）を除す

(1) 現行の三重郡選挙区として維持することも可能

※改正法の附則第3条により、当該選挙区を見直した場合は飛び地による選挙区を構成することができない

(2) 菰野町にあっては

- ・いなべ市・員弁郡選挙区又は四日市市選挙区と合区することも可能
- ・配当基數が0.5以上なので菰野町選挙区として設置することも可能

(3) 朝日町にあっては

- ・桑名市・桑名郡選挙区又は四日市市選挙区と合区することも可能
- ・朝日町の配当基數は0.265であり単独の選挙区は設置できない

(4) 川越町にあっては

- ・桑名市・桑名郡選挙区又は四日市市選挙区と合区することも可能
- ・川越町の配当基數は0.385であり単独の選挙区は設置できない

(5) 朝日町・川越町と併せて2町による選挙区も可能：人口23,629／配当基數0.650／格差2.16

2. 多気郡選挙区(定数 2)

図 2

町村名	人口	配当基數	議員1人 当たり人口	一票の格差
多気町	15,438	0.425		3.31
明和町	22,833	0.628		2.23
大台町	10,416	0.286		4.90
郡計	48,687	1.339	24,344	2.10

(注) 人口：平成22年国勢調査人口

一票の格差：亀山市選挙区(最大) 人口51,023人に市、町、郡単位を選挙区とした人口(市町は定数1人とした数値)を除す

(1) 現行の多気郡選挙区として維持することも可能

(2) 現行の多気郡選挙区を単位として

- ・松阪市選挙区と合区することも可能
- ・伊勢市選挙区と合区することも可能
- ・伊勢市選挙区と合区することによりさらに鳥羽市選挙区(任意合区対象)と合区することも可能
- ・度会郡の隣接町を通じて志摩市選挙区と合区することも可能
- ・度会郡の隣接町を通じて志摩市選挙区と合区しさらに鳥羽市選挙区(任意合区対象)と合区することも可能
- ・度会郡選挙区と合区することも可能
- ・尾鷲市・北牟婁郡選挙区と合区することも可能
- ・尾鷲市・北牟婁郡選挙区と合区しさらに熊野市・南牟婁郡選挙区と合区することも可能

※ 以上の他、隣接する町を通じて、併せた町の配当基數が0.5以上であれば様々なパターンの選挙区設置が可能となる

図 2

3. 度会郡選挙区(定数 2)

町村名	人口	配当基數	議員1人当たり人口	一票の格差
玉城町	15,297	0.421	24,313	3.34
度会町	8,692	0.239		5.87
大紀町	9,846	0.271		5.18
南伊勢町	14,791	0.407		3.45
郡計	48,626	1.337		2.10

(注) 人口：平成22年国勢調査人口

一票の格差：亀山市選挙区（最大）人口51,023人に市、町、郡単位を選挙区とした人口（市町は定数1人とした数値）を除す

(1) 現行の度会郡選挙区として維持することも可能

(2) 現行の度会郡選挙区を単位として

- ・伊勢市選挙区と合区することも可能
- ・志摩市選挙区と合区することも可能
- ・伊勢市選挙区と合区することにより鳥羽市選挙区（任意合区対象）と合区することも可能
- ・志摩市選挙区と合区することにより鳥羽市選挙区（任意合区対象）と合区することも可能
- ・多気郡選挙区と合区することも可能
- ・多気郡の隣接町を通じて松阪市選挙区と合区することも可能
- ・尾鷲市・北牟婁郡選挙区と合区することも可能
- ・尾鷲市・北牟婁郡選挙区と合区さらに熊野市・南牟婁郡選挙区と合区することも可能

※ 以上の他、隣接する町を通じて、併せた町の配当基數が0.5以上であれば様々なパターンの選挙区設置が可能となる

4. 尾鷲市・北牟婁郡選挙区(定数 2)

図 3

町村名	人口	配当基數	議員1人 当たり人口	一票の格差
尾鷲市	20,033	0.551	19,322	2.55
紀北町	18,611	0.512		2.74
計	38,644	1.063		2.64

(注) 人口：平成22年国勢調査人口

一票の格差：亀山市選挙区(最大) 人口51,023人に市、町、郡単位を選挙区とした人口(市町は定数1人とした数値)を除す

(1) 現行の尾鷲市・北牟婁郡選挙区として維持することも可能

(2) 現行の尾鷲市・北牟婁郡選挙区を単位として

- ・熊野市・南牟婁郡選挙区と合区することも可能
- ・度会郡選挙区と合区することも可能
- ・度会郡の隣接町を通じて伊勢市選挙区と合区することも可能
- ・度会郡の隣接町を通じて志摩市選挙区と合区することも可能
- ・度会郡の隣接町を通じ伊勢市選挙区と合区することにより鳥羽市選挙区(任意合区対象)と合区することも可能
- ・度会郡の隣接町を通じ志摩市選挙区と合区することにより鳥羽市選挙区(任意合区対象)と合区することも可能
- ・多気郡選挙区と合区することも可能
- ・多気郡の隣接町を通じて松阪市選挙区と合区することも可能

※ 以上その他、隣接する町を通じて、併せた町の配当基數が0.5以上であれば様々なパターンの選挙区設置が可能となる

5. 熊野市・南牟婁郡選挙区(定数 2)

図 3

町村名	人口	配当基數	議員1人 当たり人口	一票の格差
熊野市	19,662	0.541		2.60
御浜町	9,376	0.258		5.44
紀宝町	11,896	0.327		4.29
計	40,934	1.126		2.49

(注) 人口：平成22年国勢調査人口

一票の格差：亀山市選挙区（最大）人口51,023人に市、町、郡単位を選挙区とした人口（市町は定数1人とした数値）を除す

(1) 現行の熊野市・南牟婁郡選挙区として維持することも可能

(2) 現行の熊野市・南牟婁郡選挙区を単位として

- ・尾鷲市・北牟婁郡選挙区と合区することも可能
- ・尾鷲市・北牟婁郡選挙区を通じて度会郡と合区することも可能
- ・尾鷲市・北牟婁郡選挙区かつ度会郡の隣接町を通じて伊勢市選挙区と合区することも可能
- ・尾鷲市・北牟婁郡選挙区かつ度会郡の隣接町を通じて伊勢市選挙区と合区することにより鳥羽市選挙区（任意合区対象）と合区することも可能
- ・尾鷲市・北牟婁郡選挙区かつ度会郡の隣接町を通じて志摩市選挙区と合区することも可能
- ・尾鷲市・北牟婁郡選挙区かつ度会郡の隣接町を通じて志摩市選挙区と合区することにより鳥羽市選挙区（任意合区対象）と合区することも可能
- ・尾鷲市・北牟婁郡選挙区を通じて多気郡選挙区と合区することも可能
- ・尾鷲市・北牟婁郡選挙区かつ大台町を通じて松阪市選挙区と合区することも可能

※ 以上の他、隣接する町を通じて、併せた町の配当基數が0.5以上であれば様々なパターンの選挙区設置が可能となる